



川監委発第202号

令和6年3月27日

川越市長 川合善明様
川越市議会議長 山木綾子様
川越市教育委員会
教育長 新保正俊様

川越市監査委員 中沢雅生
同 石川隆二
同 小野澤康弘
同 桐野忠

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び同条第2項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

教育総務部

教育総務課、教育財務課、地域教育支援課、文化財保護課、中央公民館、
中央図書館、博物館

学校教育部

学校管理課、教育指導課、学校給食課、市立川越高等学校、教育センター

第3 監査の期間

令和5年11月6日から令和6年3月27日まで

第4 監査の方法

提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和5年度（4月から10月まで）の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した（必要に応じて、上記以外の期間についても対象とした。）。

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 収入事務について

・ 使用料、雑入（その他雑入）を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納状況

2 現金の管理について

着眼点 ①保管状況 ②照合体制 ③納入状況

3 契約事務について

・ 委託契約（随意契約）を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の内容等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行 ④関係帳票等

4 補助金の交付事務について

・ 4件以上該当する部署については、3件を抽出した。

着眼点 ①支出対象及び支出金額 ②支出方法の適法性、妥当性

5 旅費の支出事務について

着眼点 ①目的及び履行 ②旅行命令書との整合

6 備品管理について

・備品出納簿より3件を抽出した。

着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況

7 情報管理について

着眼点 ①管理状況

8 内部統制について

着眼点 ①統制環境 ②リスクへの対応 ③体制整備

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、小野澤康弘、桐野忠

第6 監査の結果

監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行について、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

【教育総務部】

〔意見〕

1 現金の管理について

中央公民館の公衆電話手数料について、現金出納簿の年度の記載が誤っていた件、また、大東公民館及び名細公民館の公民館施設使用料について、現金出納簿に釣り銭準備金返金分の記載がなかった件に関して、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかった。

今後は、公金等取扱い基本マニュアルにのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(中央公民館)

2 補助金の交付事務について

川越市子ども会育成団体連絡協議会事業費補助金について、実績報告書に收受印がなかった件、また、川越市PTA連合会事業費補助金について、実績報告書に收受印がなく、事業年度に誤りがあった件に関して、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかった。

今後は、文書管理規程にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(地域教育支援課)

川越市町内公民館講座開設補助金について、申請書類に関して、交付要綱では、講座開設の2月前までに提出すべきところ、講座開設後に申請書が提出され、その後、交付決定されていた。

今後は、交付要綱にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(中央公民館)

【学校教育部】

〔意見〕

1 現金の管理について

学校給食費について、現金出納簿及び現金保管金額確認表の金額や件数等の記載誤り、記載漏れが多数あるにもかかわらず、出納員の確認印が押されていた。

今後は、会計規則等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(学校給食課)

授業料及び入学料について、現金出納簿の4月から翌年3月までの入金累計、3月分の出金計及び累計に釣り銭準備金が計上されていなかった件に関して、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかった。また、授業料について、現金保管金額確認表に関して、保管金額、合計額欄に記載漏れや誤りが多数あるにもかかわらず、出納員が確認印を押していた。さらに、確認印が押されていない日があった。

今後は、会計規則等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(市立川越高等学校)

2 契約事務について

小児生活習慣病予防検診業務委託について、委託業務実施計画書の供覧がなかった件に関して、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかった。

今後は、文書管理規程にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(教育指導課)

川越市立教育センター給水施設保守管理業務委託ほか2件について、委託業務実施報告書が毎月提出されていたが、全て提出日付の記載がないまま受領しており、また、委託業務実施計画書等の提出日付の記載がないまま受領しているもの、随意契約理由書の作成日欄に日付が記載されていないものなどがあった。

今後は、文書管理規程及び業務委託等の手引きにのっとり、適正に事務処理を行うとともに、事業者に対して指導を行うよう要望する。

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意 見： 指摘には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生を阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの等として監査委員が表明する所感をいう。

要 望： 「意見」とほぼ同様の意義とし、何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としているが、当該注意が改善されず再度注意を受けた場合には、以降「意見」としている。